平成２６年（フ）第１５９５号
札幌市北区新川２条３丁目10番５号
債務者　佐藤　好美（旧姓松元）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６１５号
札幌市厚別区厚別南２丁目12番20号　ペアシティ大森Ｂ―103号
債務者　石川　淳子（旧姓紀伊國）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６２５号
札幌市南区川沿３条３丁目10番19号
債務者　庭田夕可里
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６３５号
札幌市豊平区平岸４条11丁目10―12　ガーデンテラス平岸113号室、住民票上の住所札幌市豊平区平岸７条14丁目３番55―108号
債務者　大島恒太郎
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６８７号
北海道恵庭市有明町６丁目13番15号
債務者　横田　純也
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０６号
仙台市泉区将監５丁目２番39―51号
債務者　大沼　里美
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
群馬県伊勢崎市北千木町1836番地　八田住宅中棟
債務者　冨山　靖男
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５８号
群馬県伊勢崎市間野谷町914番地３　コテージハウス赤堀Ｄ
債務者　石原真由美（旧姓水野・猿渡）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５９号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1533番地
レ・ジャルダンＢ―101号
債務者　藤生　梨沙
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６０号
群馬県前橋市総社町総社1672番地
債務者　草薙　由香
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６４号
群馬県前橋市城東町４丁目10番３―103号　下山ハイツ
債務者　茂木千恵子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７３号
群馬県高崎市貝沢町471番地１　高崎サンハイツ511号
債務者　伊藤　瑠美
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２６１号
埼玉県東松山市美土里町２番34号
債務者　江原　浩美
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第８１８号
京都市伏見区景勝町47番地２　りりぱっと植村302
債務者　原　　亮介
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８３６号
京都府八幡市男山石城１番地―Ｂ37―501
債務者　田上　誠人
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８５６号
京都府宇治市広野町尖山４番地の1163、前住所京都府宇治市広野町丸山48番地の35
債務者　梶　　幸夫
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９３７号
京都府城陽市長池北清水100番地の13
債務者　松崎英利子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係